

タイトル	アメリカ合衆国におけるハワイ先住民の法的地位(3・完)
著者	落合, 研一; OCHIAI, Ken-ichi
引用	北海学園大学法学研究, 50(2): 546-522
発行日	2014-09-30

論 説

アメリカ合衆国におけるハワイ先住民の法的地位 (3・完)

落 合 研 一

4. ハワイ先住民の歴史

本章では、ハワイ先住民と合衆国との関係史を概観する。以下では、「ハワイ先住民 (Native Hawaiian)」と「ハワイアン (Hawaiian)」という訳語が登場する。本章において詳説するが、1920年に合衆国議会が定めたハワイアン住宅委員会法 (Hawaiian Homes Commission Act) において、「ハワイ先住民」は、「1778年以前からハワイ諸島に居住していた民族 (race) の血統を2分の1以上有するすべての子孫」と定義された。1778年というのは、クック艦長が初めてハワイ諸島に到来した年である。しかし、1978年のハワイ州憲法制定会議は、ハワイアン局 (Office of Hawaiian Affairs) の設立を決めると、「ハワイアン」を「1778年以前からハワイ諸島に居住していた民族のすべての子孫」と定義した。ハワイアンは、ハワイ先住民から2分の1以上という血統要件を削除したものであり、施策の対象が拡大したことになる。

(1) ハワイ王国の成立

現在のハワイ州は、ハワイ諸島の主要な8島、すなわち、北西から南東にかけて、ニイハウ (Ni'ihau) 島、カウアイ (Kauai) 島、オアフ (Oahu) 島、モロカイ (Molokai) 島、ラナイ (Lanai) 島、カホオラウエ (Kaho'olawe) 島、マウイ (Maui) 島、そしてハワイ (Hawaii) 島から成る。

ハワイ州憲法は、15編1節において「ハワイ州は、州承認法 (Admission Act) が制定されたときにハワイの領土に含まれていたすべての諸島、それに付随する岩礁、さらに領海水域および諸島水域から成る」こと、同編2節において「オアフ島のホノルルを州の首都とする」こと、同編3節において「ハワイアンの旗を州旗とする」ことを定めているのみである。同編3節に旗のデザインは記載されていないが、ここに記さ

れているハワイアン国旗とは、カメハメハ1世の治世から使用されるようになったものをいう。白・赤・青・白・赤・青・白・赤の8本のストライプがベースとなり、その左上にユニオンジャックが描かれている。この8本のストライプが、ハワイ州に含まれる主要8島を意味している¹。

1778年1月18日、クック (James Cook) 艦長率いる2艘の艦隊がオアフ島を発見した。その北西にあるカウアイ島、ニイハウ島も発見している。クック艦長は、カウアイ島の南西部にあるワイメア湾に上陸したようである²。

従来、ハワイ諸島は、アライ・ヌイ (ali'inui) とよばれる首長 (chief) によって、島ごとに統治されていた³。各島にいる首長が各島に居住する人々を支配していたが、首長は、人々の頂点にあるとともに、自然界をも支配する特別な能力を有しているとみなされていた。人々や自然界を支配してきた首長が亡くなると、人々は、自然界の生命も同時に失われたと考え、首長の支配力を偲んで、裸のまま出歩いたり自分の歯を折ったりするだけでなく、カプ (kapu) とよばれるタブー制度を犯すことによって、首長により維持されてきた秩序を徹底的に破壊した。首長は、基本的には世襲制だったが、新しい首長は、自然界に新しい生命を与え、人々の秩序を回復させなければならなかった⁴。したがって、自然界をも支配しうる特別な能力をうまく誇示することができなければ、カリスマ性を獲得できず、人々の秩序を回復させることも難しくなって、首長をめぐる争いが生じることになる。こうして、島ごとの統治単位は崩れ去り、大きな島では複数の首長がそれぞれの地域を支配し、小さな島の有力な首長が他の小さな島をも支配するようになった。クック艦長がハワイ諸島に到来した頃には、マウイ島の有力な首長だったカヘキリがハワイ島とカウアイ島以外のすべての島を支配しており、ハワイ島はカラニオプウによって、カウアイ島はカウムアライによって支配されていたらしい。カメハメハは、このカラニオプウの甥である。1782年、カラニオプウが亡くなると、息子のキワラオが首長となったが、カメハメハもクカイリモク (kukailimoku) とよばれる戦いの神として人々に慕われるようになった。このことに危機感を募らせたキワラオがカメハメハに戦いを挑んだが、カメハメハは、1790年にこれを撃退して、コナ地方を支配した。キワラオの没後、ハワイ島は、ケオウカの支配するカウ地方、ケアウエの支配するヒロ地方とコナ地方に分裂したが、やがてカメハメハ

がハワイ島を支配するようになった⁵。

1794年にマウイ島の首長カヘキリが亡くなると、1795年、カメハメハはマウイ島を攻略してカヘキリの長男カラニクプレを撃破した。カメハメハ1世がカウアイ島以外のすべての島を支配したことにより、首長間の争いが終結した。カウアイ島の首長カウムアリエイもカメハメハ1世に忠誠を誓ったことにより、1810年には、ハワイ諸島はカメハメハ1世によって統一されたという⁶。

カメハメハ1世は、カウムアリエイにカウアイ島における首長の地位を約束したが、その支配力を抑えるため、カウアイ島を統治する新たな行政官を派遣した⁷。これによって、諸島の首長連合がひとつのハワイ王国としてまとまった。

なお、クック艦長が到来した頃のハワイ先住民の人口は、定かではない。近年では、80万から100万人だったという予測も示され、かなりの物議を醸しているが、一般的には20万から40万人だったといわれている。しかしながら、ハワイ先住民が西欧人と接触するようになってから、その人口が急激に減少したことについては争いがなく、実際に、1896年には、混血の人々も含めておよそ39,500人にまで減少していた。ただし、1920年頃に統計の数値は増加に転じている⁸。

(2) ハワイ王国

1819年、カメハメハ1世が逝去した。その息子リホリホがカメハメハ2世として王位を継承し、カメハメハ1世の妻のひとりカアフマヌ、実母ケオプオラニとともに王国を統治する。カメハメハ2世は、ケオプオラニからいわれるがまま、男性と女性が食事を共にすることを禁じたハワイの伝統的タブー（カプ）を廃止した⁹。

1825年、カメハメハ2世がロンドン滞在中に麻疹に罹って急逝したため、カメハメハ2世の弟カウイケアオウリが11歳でカメハメハ3世となる。1826年には合衆国との条約が締結されている。カメハメハ3世のもと1887年まで、ハワイ王国と合衆国との間で条約や協定が締結された¹⁰。

1840年、カメハメハ3世がハワイ王国憲法を公布し、ハワイ王国は立憲君主制となる。西欧型統治制度の導入を急いだあまりハワイ先住民の人材育成が間に合わず、モイ（mō'i）とよばれる移住してきた西欧人のアドバイザーを登用した。1845年からはハワイ王国議会も開催されるよ

うになる¹¹。

1848年、マヘレ法(土地分配法)が制定され、アライ(alii)とよばれる240以上の王族におよそ1500万エーカーの土地の生涯不動産権(life estate)が与えられる。アライ(王族)やコノヒキ(役人)に分配された土地は、イギリスの枢密院によって定められた「変更手数料」を政府に納めることにより、生涯不動産権から(法定相続人がいる限り相続可能な)単純不動産権(fee simple)に変更できた。カメハメハ3世は、ハワイ王国の土地のおよそ60%にあたる2500万エーカーを保有したが、生涯不動産権を単純不動産権に変更するため、土地の一部を政府に返還した。西欧人アドバイザーのモイにより、そのうち1500万エーカーが政府のものとなされ、カメハメハ3世はおよそ1000万エーカーの単純不動産権を獲得。のちに、政府のものとなった土地が政府領(Government Lands)、カメハメハ3世の土地が王領(Crown Lands)とよばれるようになる¹²。

(3) ハワイ共和国の成立

1893年、合衆国駐ハワイ公使ジョン・スティーヴンス(John L. Stevens)が、合衆国本土から移住してきた実業家等の有力者らとハワイ王国政府の転覆を共謀し、1月16日、合衆国海軍にホノルル港から上陸するよう命令すると、翌17日には、ハワイ王国の終結と臨時政府の成立が宣言された。12月18日、クリーヴランド大統領が、合衆国議会の関与していない「戦争行為」によるハワイ王国の転覆と臨時政府の樹立を認めない、との声明を発表したが、臨時政府はこれを無視して、1894年に新たな憲法を公布し、ハワイ共和国の成立を宣言してしまう。ドール(Sanford B. Dole)がハワイ共和国の初代大統領に就任した。リリウオカラニ女王は、合衆国とイギリス政府に抗議したが、ハワイ王国との外交関係を確立していた諸国は、ハワイ共和国を承認した。ハワイ共和国政府は、リリウオカラニ女王に補償することなくすべての王領を没収した¹³。

1895年、新たな土地法が可決され、王領と政府領が公有地(public lands)に統合された。同法は、王領を譲渡できないものと定めていた1865年の土地法に代えて、公有地における移住者保護政策を確立するものであった。同政策により、4万エーカー以上の公有地が移住者およびハワイアンに譲渡された。

1896年、ハワイ共和国は、西欧式の学校制度を設立し、学校教育におけるハワイ先住民の言語の使用を禁止した。その頃、合衆国では、ハワイを「支配する」必要性を主張していたマッキンリー (William McKinley) が大統領に就任していた。この学校制度は、職業教育においても、ハワイ先住民には十分な職業訓練を実施せずに低賃金の仕事ばかりを提供した一方で、西欧人には高度な学問的訓練を実施して専門職を提供したため、ハワイ先住民は、ハワイ諸島の新しい社会において主流から排斥されることになった、といわれる¹⁴。

1897年6月16日に合衆国とハワイ共和国との間で併合条約が締結された。しかし、ハワイからの砂糖の輸入を警戒した合衆国内の製糖業界、ハワイ王国における労働契約制度に反対する合衆国内の労働組合、帝国主義的政策に反対する共和主義者らによる併合条約反対のキャンペーンもあって、合衆国議会上院では条約の承認に必要な3分の2の賛成が得られなかった¹⁵。

(4) ハワイ自治領

1898年、スペインとアメリカの戦争、とりわけ5月1日に合衆国海軍がマニラにおいてスペイン海軍に勝利したことにより、ハワイを併合する軍事的メリットが認識されるようになる。ネバダ州選出のニューランズ (Francis G. Newlands) 下院議員 (当時) は、ハワイにおける合衆国の利益を確保するには併合するしかないとして、条約ではなく決議による領土の獲得を主張し、上院と下院のいずれにおいても過半数の賛成で可決できる「ハワイ併合に関する合同決議案 (ニューランズ決議)」を下院に提出した。制定法によるハワイの獲得は条約を締結する上院の権限を侵害するといった反対意見があったものの、同法案は、6月15日、下院において209票対91票で可決され、7月6日には上院においても42票対21票、欠席26で可決された。マッキンリー大統領が7月7日に署名したことにより、同決議は、法律として成立した。これによって、ハワイ共和国はおよそ180万エーカーの公有地を合衆国に譲渡している¹⁶。

1900年、合衆国議会は、ハワイ自治領政府の設立等について定めたハワイ基本法 (Organic Act)¹⁷ を可決した。これによって、ハワイ自治領 (Territory of Hawaii) 政府が成立し、プランテーション経営者ら白人からの支持によって、ハワイ共和国の大統領だったドールがハワイ自治

領政府の初代知事に就任した。ハワイ基本法は、合衆国の各州と同様の自治領政府を設立するものだった。最終決定権が合衆国政府にあることが州との相違である。合衆国議会は、自治領政府を廃止できたし、他の政府組織に代替させることもできた。合衆国大統領は、上院の同意を得て自治領政府の知事を任命した。二院制の議会在が設立され、市民権を有している者であれば投票できたが、合衆国議会は、ハワイ自治領議会の制定した法律を無効にすることができた。ハワイ基本法は、合衆国に譲渡された土地およびそこからの収益について、もっぱら「ハワイ諸島の住民」のために使用しなければならないと定めていたが、ハワイ先住民は、生活基盤であった土地そのものが奪われたことによって劣悪な生活環境におかれた、といわれる¹⁸。

1903年、ハワイ自治領議会在が州としての承認を合衆国議会在に請願することを満場一致で決定した。同議会在の議員の70%がハワイ先住民であった。しかし、合衆国議会在にハワイ自治領の州承認法案が提出されたのは、1919年のことである。

1920年、ヨーロッパとの接触によってハワイ先住民にもたらされた劣悪な生活環境を向上させるため、合衆国議会在は、「ハワイアン住宅委員会法(Hawaiian Homes Commission Act)」¹⁹を可決した。同法によって、割譲地(ceded lands)のうちのおよそ20万エーカーが「利用可能地(available lands)」に区分され、「ハワイ先住民」に住宅が供給されるようになった。また、「ハワイ先住民」が利用できる99年間もの長期賃貸借制度も創設された。しかしながら、利用可能地は、そのほとんどがきわめて不毛な土地で、肥沃な土地は、サトウキビの農場主に賃貸し続けられた。住宅建設や農地整備に対する資金提供も不十分で、与えられた土地のほとんどが利用されることなく放置された、といわれている。そのため、ハワイアン住宅委員会法は支援される人々の利益よりも企業の利益との妥協によって成立したものである、との批判もある。なお、ハワイアン住宅委員会法は、ハワイ先住民を「1778年以前からハワイ諸島に居住していた民族(race)の血統を2分の1以上有するすべての子孫」と定義している。この定義は、現在まで変更されたことがなく、「ハワイ先住民」は、ハワイにおける重要な政治的および法的帰結につながる地位である、ということができよう²⁰。

1935年、合衆国議会在にハワイ州憲法の制定を承認する法案が提出された。これが可決されると、1950年、ハワイ自治領において、ハワイ州憲

法制定会議が設置された。63名の代表のうち12名がハワイ先住民であった。憲法制定会議は、州として承認する際に、合衆国議会がハワイアン住宅委員会法をはじめとしたハワイ自治領の施策を継続せざるをえなくさせるために、いかなる州憲法案であっても、ハワイアン住宅委員会法の内容を条項に明記しておかなければならないと考えた²¹。このことは、ハワイ州憲法12編1節に結実した。しかし他方で、ハワイアン住宅委員会法に基づく住宅供給施策をはじめ、合衆国がハワイ自治領政府と締結してきた協定の内容が州になっても維持されるならば、州としての承認は、その権限を合衆国に与えている合衆国憲法に違反するのではないか、との懸念も示された。というのも、一般に、新しい州は既存の州と同等の条件で承認されると考えられていたからである。実際、合衆国議会において発言権はあっても投票権が認められていない準州選出の下院議員には、これらの協定がハワイを他の州よりも優位にしているとして、州としての承認に反対する者もいた²²。

(5) ハワイ州

1959年、ハワイ自治領が合衆国の50番目の州として承認された。ハワイ州憲法制定会議の要求どおり、ハワイアン住宅委員会法もハワイ州憲法12編1節に編入された。合衆国議会は、ほとんどの割譲地に対する権利を放棄し、ハワイ州に140万エーカーの土地を公有地として譲渡するハワイ州承認法(Admission Act)²³を可決した。ハワイ州承認法によれば、公有地は、利用可能地を除く割譲地によって構成されており、5つの公共目的のために用いられる収益とともに、公共信託として州によって維持される。5つの公共目的とは、①公立学校および②他の公教育機関を支援すること、③ハワイアンの生活状況を改善させること、④農地および住宅の所有者を増やすこと、⑤公共のための土地を提供することである²⁴。州がこれらの土地に対する受託者の役割を負うという規定において、合衆国政府は、「合衆国の歴史における前例がなくても、そして合衆国議会によって確立されている公有地政策と完全に反していても」この施策を推進させると宣言している。しかし、ハワイ州政府は、公有地から得られる収益のほとんどを公教育予算に割り当て、ハワイ先住民ないしハワイアンのためだけには運用しなかった²⁵。

1968年の憲法制定会議では、ハワイアンに関する事項についてそれほど議論がなされず、州の信託責任に関する条項は変更されなかった。し

かし、1978年の憲法制定会議では、ハワイアンに関する議論にかなりの時間が費やされたという²⁶。その内容は、現在のハワイ州憲法12編にまとめられている。1970年代になると、ハワイアンの民族としてのアイデンティティやハワイアンとしての権利に対する関心が高まり、ハワイルネサンスといわれる先住民族運動が生じているが、このことも1978年の憲法制定会議においてハワイアンに関する条項が拡充された背景にある。

1978年に改正されたハワイ州憲法によって、ハワイ先住民ないしハワイアンの生活状況を向上させるため、ハワイ州政府にハワイアン局(Office of Hawaiian Affairs)が設立された。1978年の憲法制定会議の報告書によれば、ハワイアン局は、ハワイアンを保護し、ハワイアンの現状や福祉の改善のために何を優先させるかを決定する権限を与えるため、より広範にはハワイアンをひとつの民族としてまとめるために設立されたものである²⁷。ハワイ州憲法12編5節ではハワイアン局とその理事会の設立について、12編6節では理事会の権限について、以下のように定められている。

12編5節(ハワイアン局、理事会の設立) 本条項によりハワイアン局が設立される。ハワイアン局は、ハワイ先住民およびハワイアンのための信託として維持されなければならない現在の、あるいは今後信託される物的財産(real property)および人的財産(personal property)に対する権利を有する。ハワイアン局には、法律によって認められたハワイアンの有権者によって選出される理事会を設ける。理事会の理事は、ハワイアンでなければならない。理事会の理事は、9名以上でなければならない。以下の各島は、ひとりの代表を有する。オアフ、カウカイ、マウイ、モロカイ、およびハワイ。理事会は、理事から議長を選出しなければならない。

12編6節(理事会の権限) 土地、自然資源、鉱物の売却ないしその他の処分による収益、およびハワイ先住民のために12編4節に定められている信託からの一定割合の収益といったすべての収益を含む、ハワイ先住民およびハワイアンのためのあらゆる資源からの収益を管理し、運営するため、ハワイ先住民およびハワイアンに関する事項に関する施策を確立するため、さらに、州、合衆国あるいは個人によって委託された、あるいは理事会に譲渡された物的財産および人的財産を管理するために、ハワイアン局理事会は、法律により定められた権限を行使できる。同理事会は、理事会によって任命されるハワイアン局の行政官、事務官をと

おして、ハワイアン局を管理する権限を有する。

以上のように、ハワイアン局には、ハワイアンを保護し、ハワイアンの現状の是正や福祉の向上のために優先させるべき施策を決定する権限が与えられている。1978年の憲法制定会議の記録によれば、ハワイアン局は、州政府機関ではあるものの、州政府の他の省庁からは独立している。ハワイアン局は、ハワイ先住民およびハワイアンのために信託され、あるいは譲渡されたすべての物的資源および人的資源を規制する権限を有している。ハワイアン住宅委員会法ではハワイ先住民とハワイアンに異なる定義がなされていたが、ハワイアン局が血統の割合に関係なくハワイアンの祖先を有するすべての人々のために活動する州政府機関であることを明確にさせるため、ハワイ州憲法には、「ハワイ先住民およびハワイアン」と明記されている。ハワイ州憲法は、理事がハワイアンでなければならないと定めているが、理事選出選挙の投票資格については、州議会の判断に委ねている。ハワイ州議会は、州憲法と同様に、理事選出選挙の有権者もハワイアンでなければならないとした²⁸。

ハワイ州憲法 12 編 6 節には、12 編 4 節に定められている公有地信託から一定の割合で収益を徴収するハワイアン局の権限が定められているが、その割合はハワイ州議会の判断に委ねられている。1980 年、ハワイ州議会は、公有地信託からの州の収益のうち、20%をハワイアン局に支給することを決定している。これ以外のハワイアン局の実質的な業務としては、ハワイアンに関連する施策および活動等を企画、実施、調整すること、ハワイアンに影響する他の州政府機関による施策の内容および実施について評価すること、ハワイアンのために広報宣伝活動をすること、そして、ハワイアンに関する政策および福祉のため、すべての補助金、寄付金および補償金を申請、受領、配分、管理することがあげられる²⁹。

12 編 5 節から明らかなように、ハワイアン局は、9 名以上の理事により構成される理事会によって運営されなければならないが、これまでも実際に 9 名の理事によって運営されてきた。1978 年のハワイ州憲法の改正によって、理事はすべてハワイアンでなければならない、と規定された³⁰。

(6) ハワイ先住民に対する合同謝罪決議

ハワイ王国が転覆されてから 100 周年にあたる 1993 年には、合衆国議会が「ハワイ先住民に対する合同謝罪決議」を採択している。この決議案は、1993 年 1 月 21 日、ハワイ州選出のアカカ (Daniel K. Akaka) 上院議員とイノウエ (Daniel K. Inouye) 上院議員によって合衆国議会上院に提出された。上院インディアン委員会 (Committee on Indian Affairs) において、イノウエ上院議員より決議案の趣旨説明がなされ、10 月 27 日、上院において修正されることなく可決された。その後、11 月 15 日に下院でも可決され、11 月 23 日、同法は、クリントン (William J. Bill Clinton) 大統領の署名によって成立した³¹。この決議では、whereas ではじまる条項において合衆国がハワイ先住民に謝罪する理由が詳しく説明されており、その内容を確認するだけでも、ハワイ先住民ないしハワイアンと合衆国とのこれまでの関係を概観できるほどである。やや迂遠だが、以下に合同謝罪決議の全文を紹介しておく。

合同決議は、1893 年 1 月 17 日のハワイ王国の転覆から 100 年を迎えるにあたり、ハワイ王国の転覆について合衆国を代表してハワイ先住民 (Native Hawaiians) に謝罪の意を表するものである。

1778 年に西欧人が初めて到来する以前、ハワイ先住民 (Native Hawaiian people) は、高度な言語、文化および宗教を有し、共同所有していた土地において高度に組織化された自給自足の、独自の社会制度に基づいて生活していたことから、ハワイ島を統一していた王国政府が、1810 年にハワイの初代の王であるカメハメハ 1 世のもとで設立されたことから、

1826 年から 1893 年まで、合衆国はハワイ王国の独立を承認し、完全な外交上の承認をハワイ政府に示し、交易と航行を規制するため、1826 年、1842 年、1849 年、1875 年および 1887 年にハワイ王国と条約および協定を締結したことから、

会衆派教会 (現在は合同キリスト教会として知られる) は、アメリカン・ボード (American Board of Commissioners for Foreign Missions) をとおして、1820 年から 1850 年まで 100 人以上の宣教師に資金を提供してハワイ王国に送りこんだことから、

1893 年 1 月 14 日、主権を有し独立していたハワイ王国に派遣された合衆国駐ハワイ公使のジョン・スティーヴンス (以下、本決議では「合衆国公使」という。) が、合衆国市民を含むハワイ王国の非ハワイアン住民の小規模集団とともに、固有の、かつ法により認められたハワイ政府の転覆を共謀したことから、

ハワイ政府を転覆させる謀議を遂行するにあたり、合衆国公使および合衆国海軍代表は、1893年1月16日、武装した合衆国海軍に主権を有するハワイアン国家を侵略させ、リリウオカラニ女王とその政府を脅迫するため、ハワイ政府の庁舎およびイオラニ宮殿付近に進駐させたことから、

1893年1月17日の午後、アメリカ人およびヨーロッパ人のサトウキビ農場主、宣教師の子孫および資本家を代表する公安委員会が、ハワイ国王を退位させ、臨時政府の設立を宣言したことから、

その結果として、合衆国公使は、ハワイ先住民 (Native Hawaiian people) あるいはハワイの合法政府の同意なしに、2国間の諸条約および国際法に違反して共謀者らによって設立された臨時政府に外交上の承認を与えたがゆえに、

抵抗に伴う流血の惨事の危機が伝えられると直ちに、リリウオカラニ女王は、臨時政府ではなく合衆国政府にその権限を委譲する以下のような声明を出したことから、

「神のご加護により、また、ハワイ王国憲法のもとで女王である私、リリウオカラニは、この王国の臨時政府ならびにこの王国に代わる臨時政府の設立を要求した人々によって私自身およびハワイ王国の立憲政府になされたあらゆる行為について、ここに厳しく抗議する」。

「私は、合衆国の全権を委任された駐ハワイ公使ジョン・スティーンズ閣下が合衆国の軍隊をホノルルに上陸させ、臨時政府を支持すると宣言した合衆国の優勢な軍事力に屈服する」。

「ここで、あらゆる軍事衝突、そして、生命が失われることを避けるために、合衆国政府が、報告されている事実にもとづいて、代表らの行為を取り消し、ハワイ諸島における憲法に基づく主権者として私が要求した権限を回復させるまで、私は、記述の軍事力に屈服し、やむをえず私の権限を委譲する」。

1893年1月17日、ホノルルにて記す。

合衆国の外交および軍の代表による積極的支援および介入がなければ、民衆の支持を欠き、軍事力も不十分であったために、リリウオカラニ女王政府に対する反乱は、失敗したであろうことから、

1893年2月1日、合衆国公使が、合衆国の国旗を掲揚し、ハワイに対して合衆国の保護領となったことを宣言したことから、

大統領による報告は、1893年1月17日の反乱および転覆をとりまく出来事について、合衆国議会の前下院議員ジェームス・ブロント (James Blount) による調査を設置し、合衆国の外交および軍の代表がその権限を濫用し、政府の交替に関与したと結論づけたことから、

この調査の結論のとおり、ハワイの合衆国公使は、その外交上の地位から呼び

戻され、ハワイに駐留していた合衆国軍司令官は、懲罰されその職位を辞任したことから、

1893年12月18日の合衆国議会に対する教書演説において、グローヴァー・クリーヴランド大統領は、共謀者の違法な行為について完全かつ正確に報告し、「合衆国の外交代表が参画し、議会によって権限を認められることなくそのような行為がなされ、それによって平和で友好的な人々の政府が転覆されたと認められる戦争行為」であると述べたことから、

クリーヴランド大統領は、さらに、「我々の国家の性質に対して払われるべき敬意のみならず、傷つけられた人々が要求している権利を回復するよう努力すべき重大な過ちがこのようになされてきた」と結論づけたことから、

臨時政府がクリーヴランド大統領によるハワイ王国回復の要求に抵抗して、その権限を維持し続け、合衆国への併合を模索し続けたことから、

臨時政府が王国の転覆をとりまく出来事に対する新たな調査を行うように求める合衆国議会上院の外交委員会(以下、本決議では「委員会」という。)へのロビー活動に成功したことから、

委員会およびその委員長であるジョン・モーガン(John Morgan)上院議員が1893年12月27日から1984年2月26日までワシントンで公聴会を行い、臨時政府の職員に合衆国大使の行為を弁明させて不問に付し、ハワイを併合するように勧めたことから、

臨時政府がハワイ王国の違法な転覆における合衆国の役割をあいまいにしたにもかかわらず、併合条約を承認するために必要な上院の3分の2の支持を集めることができなかったことから、

1894年7月4日、臨時政府は、それがハワイ共和国となったと宣言したことから、

1895年1月24日、イオラニ宮殿に監禁されていた間に、リリウオカラニ女王がハワイ共和国の代表らによって正式に国王から退位させられたことから、

1896年の大統領選挙において、ウィリアム・マッキンレーがグローヴァー・クリーヴランドに代わって選出されたことから、

1898年7月7日、スペインと合衆国との戦争の結果、マッキンレー大統領がハワイの併合を認める「ニューランズ決議」に署名したことから、

ハワイ共和国がハワイ先住民(Native Hawaiian people)ないしその主権政府の同意、あるいはそれに対する補償なく、ハワイ王国における180万エーカーの王領、政府領および公有地を割譲したことから、

合衆国議会がニューランズ決議によって割譲を承認し、ハワイを合衆国の一部として併合し、合衆国内であるハワイの土地に対する権限を与えたことから、

ニューランズ決議には、ハワイと諸国との条約が直ちに失効し、当該諸国との合衆国の条約が適用されると明記されたことから、

ニューランズ決議がハワイ共和国と合衆国政府との取引に影響をおよぼしたことから、

1900年4月30日、マッキンレー大統領がハワイ自治領政府を設置し、新たに設立される自治領の政府機関とその権限および自治領政府と合衆国政府との関係を定めた基本法に署名したことから、

1959年8月21日、ハワイが合衆国の50番目の州となったことから、

ハワイ先住民 (indigenous Hawaiian people) の健康および福祉が、本質的にその土地に対する深い感情や愛着と密接に関連していることから、

19世紀および20世紀初頭のハワイにおける長期間の経済的および社会的変化が、ハワイの人々 (Hawaiian people) の人口および健康と福祉に壊滅的な影響を与え続けていることから、

ハワイ先住民は、その精神的および伝統的信仰、慣習、風習、言語および社会制度に従いながら先祖伝来の領土および文化的アイデンティティを守り、豊かにし、将来の世代に伝えると決意したことから、

人種の調和および文化的理解を促進するために、ハワイ州議会が1993年を、ハワイアン (Hawaiian) とアメリカ人の社会におけるハワイ先住民 (Native Hawaiians) の権利および尊厳についてとりわけ真剣に考慮する年とすべきであると決定したことから、

キリスト合同教会の第18回総会が1893年のハワイ王国の違法な転覆における教派の歴史的関与を認めて、キリスト合同教会の総長事務室に、ハワイ先住民 (Native Hawaiian people) に対して公的な謝罪を申入れ、アメリカ合同教会とハワイ先住民との和解の手續に着手するよう指示したことから、そして、

その出来事からまもなく100周年を迎えるにあたり、ハワイ王国の違法な転覆の歴史的な重要性を認め、ハワイ先住民 (Native Hawaiian people) に対して深い遺憾の意を表明し、そして、ハワイ州およびキリスト合同教会とハワイ先住民 (Native Hawaiians) との和解の取組みを支持することが適切であり、時宜に適っている。それゆえに、ここに決議する。

合衆国の上院および下院によって決議された。

第1条 (認定と謝罪) 合衆国議会は、

- (1) 1893年1月17日のハワイ王国の違法な転覆から100周年を迎えるにあたり、ハワイ先住民 (Native Hawaiian people) の固有の主権を抑圧することとなったこの出来事の歴史的な重要性を認める。
- (2) ハワイ州およびキリスト合同教会によって着手されるハワイ先住民 (Native Hawaiians) との和解の取組を承認し、推奨する。
- (3) 合衆国の代理人および市民が参画し、ハワイ先住民 (Native Hawaiians) の自治権をはく奪した1893年1月17日のハワイ王国の転覆について、ハワイ先

住民 (Native Hawaiians) に対し、合衆国の人々を代表して謝罪する。

- (4) 合衆国とハワイ先住民 (Native Hawaiian people) との和解のために適切な基盤を用意するために、ハワイ王国を転覆させた影響を認めるという約束を表明する。そして、
- (5) ハワイ王国を転覆させた影響を認め、また、合衆国とハワイ先住民 (Native Hawaiian people) との和解を支援するよう、合衆国大統領に申し入れる。

第2条(定義) 本合同決議における「ハワイ先住民 (Native Hawaiian)」という用語は、1778年以前から、現在ハワイ州を構成している地域を占有し、そこにおいて主権を行使していた先住民 (aboriginal people) の子孫である、あらゆる個人を意味する。

第3条(拒否条項) 本合同決議のすべての条項は、合衆国に対するいかなる要求にも合意するものではない。

ハワイ州対ハワイアン局事件合衆国最高裁判決³²は、謝罪決議の *whereas* 条項に法的拘束力がないと判示している。すなわち、①謝罪決議における *whereas* 条項は、実質的な法的拘束力を有していない。② *whereas* 条項に法的拘束力があるとしても、同条項から合衆国議会がハワイ州承認法に基づくハワイ州の権利義務を変更する意図を有していたとまではいえない。③謝罪決議がハワイ州承認法に基づくハワイ州の権利義務をあいまいにする意図を有していたと解釈しようとしても、違憲判断回避の原則によってそのように解釈してはならない。そして、謝罪決議1条における6つの動詞、すなわち、合衆国議会は①ハワイ王国を転覆した歴史的重要性を「認め (recognize)」、②ハワイ先住民との和解を「承認 (recognize)」とともに③「推奨 (commend)」し、④ハワイ王国の転覆に合衆国の当局及および市民が参画したことを「謝罪 (apologize)」し、⑤ハワイ王国を転覆させた影響を認めるという約束を「表明 (express)」し、合衆国とハワイ先住民との和解を支援するよう合衆国大統領に「申し入れる (urge)」といった動詞は、すべて嘆願的なものであり、合衆国議会が実体的権利、とりわけ主権を有する諸州に強制しうる権利を創設するために用いる類のものではないとし、3条の拒否条項と併せて、この謝罪決議がハワイ先住民にいかなる権利をも付与するものではないと判示している³³。

1994年には合衆国議会がいわゆるハワイ先住民教育法 (Native Hawaiian Education Act) を制定している³⁴。「ハワイ先住民に独自の教育を実施するために必要な追加プログラム」の設置を認め、ハワイ先

住民の子どもらの教育到達度を高めるため、ハワイ先住民教育機関 (Native Hawaiian Educational Organizations) を設置した。それでも、ハワイ先住民の子どもらは、初等教育以前の語彙力テスト等の結果が著しく悪く、中等教育では欠席が目立ち留年しがちであり、高等教育を経た者であっても社会で十分に活躍できていない状況が続いていたため、2002年には、ハワイ先住民教育法が改正され、さらに多くのハワイ先住民を優遇する教育プログラムが認められた。

5. ハワイ州によるハワイ先住民およびハワイアンへの優遇施策と平等保護条項

さて、ハワイ先住民ないしハワイアンは合衆国から部族として承認されていないものの、4章で概観したように、ハワイ州憲法12編にはハワイ先住民およびハワイアンのための条項があり、インディアンにとっての内務省インディアン局と同様に、ハワイ先住民ないしハワイアンのために州機関としてハワイアン局が設けられている。また、1893年にハワイ王国が転覆されると、その土地は、信託責任とともに臨時政府を経てハワイ共和国に譲渡され、ハワイ自治領になると合衆国のものとなった。ハワイ自治領がハワイ州として承認されると、信託責任をとまう土地が再びハワイ州に割譲された。

3章で確認したアダランド建設対ペナ事件合衆国最高裁判決により、合衆国から部族として承認されていないインディアン集団には、合衆国との「特別な関係」も認められず、そのようなインディアン集団を対象に含む優遇措置は、厳格審査に従わなければならないことが明らかになった。ハワイ州憲法に基づくハワイ先住民ないしハワイアンの法的地位は、合衆国から承認された部族と同様だといえるのだろうか。以下に紹介するライス対カイェタノ事件において、合衆国最高裁による解釈が示された。

(1) ライス対カイェタノ事件合衆国最高裁判決³⁵

この訴訟の原告ライスは、ハワイ州民だがハワイ州憲法によるハワイ先住民の定義およびハワイ州法によるハワイアンの定義のいずれも満たしていない。ライスは、1996年に実施されたハワイアン局の理事選出選挙に投票するため有権者登録を求めたが、ハワイ州は、ライスはハワイ州法におけるハワイアンに該当していないことを理由にこれを拒否し

た。そこでライスは、このハワイ州法が合衆国憲法 14 修正および 15 修正に違反しており無効であると主張して、ハワイ州知事カイェタノを相手に訴訟を提起した。

ケネディ裁判官による法廷意見（レンキスト首席裁判官、オコナー裁判官、スカリア裁判官、トーマス裁判官同調）の要旨は、以下のとおりである。すなわち、ハワイ州は、ハワイアン局の理事選出選挙の有権者をハワイアンに限定していることについて、1778 年にハワイ諸島に居住していた祖先をたどることができない住民はポリネシア系であっても排除されるが、たどることができる住民はポリネシア系でなくても選挙権が認められるのだから、人種に基づく区分とはいえない、と主張している。しかし、この州法の立法者は、1778 年にクック艦長が到来するまでハワイ諸島が何世紀にもわたって他の地域から隔絶されており、住民のほとんどがポリネシア系であったという事実を認識しながら、あえて 1778 年を基準として選んでいるのだから、家系を人種の代わりに採用したに過ぎない。

また、ハワイ州は、ハワイ先住民の歴史的経緯もアメリカ先住民の経緯と類似しているから、モートン対マンカリ判決によって内務省インディアン局と同様の優遇措置が認められるはずである、とも主張している。しかし、モートン対マンカリ判決で争われた区分は、合衆国政府によって承認された部族の成員を優遇するものだったのに対して、ハワイ先住民は、部族のように組織化されているとはいえないし、同判決は、その射程をインディアン局という「他に類をみない機関」に限定しているのだから、同判決をこの事件に適用することはできない。

他方、スティーヴンス裁判官とギンズバーグ裁判官は、以下のような反対意見を示した。すなわち、ハワイ先住民の歴史をみれば、合衆国政府が信託関係に基づく権限を有しているのは明らかであり、この信託関係に基づいて、160 以上もの法律がハワイ先住民を援助するために制定されている。ハワイ先住民が部族自治政府を有していないから受益資格がないという法廷意見の結論は、合衆国政府がハワイ王国政府の転覆において果たした役割のことを考えると、皮肉としかいいようがない。また、人種に基づく区分は、個人の能力ではなく先天的属性によるものだから不当であるという法廷意見は、人種が選挙権をはく奪するために援用されている場合には正しいが、信託財産に対する権利を主張するために家系が援用されている場合には妥当しない。当該州法は、人種に基づ

く不当な概念に依拠しているのではなく、ハワイアンは補償を受け、自治を行う資格を有するという想定に依拠したものである。

(2) ハワイ先住民に対する優遇措置の課題

ハワイ先住民に対する優遇措置をめぐるのは、アメリカ先住民族を部族として区別してきた歴史的経緯と、いかなる人種に基づく区別も認められないという平等概念が対立している。合衆国憲法は、2編8節3項において、「インディアン部族との通商を規制すること」を合衆国議会の権限として認めている。合衆国憲法が「インディアン部族」という区別を前提としているのだから、同じ合衆国憲法の平等保護条項もこの区別にはおよばない。だからこそ、モートン対マンカリ判決は、インディアン部族の成員を優遇することを人種的区別ではなく政治的区別と評価したのだった。ライス対カイェタノ事件合衆国最高裁判決では、ハワイ先住民ないしハワイアンが合衆国の承認した部族ではなかったことが致命的だったといえよう。インディアン部族ではない人々を対象とする優遇措置は、3章で確認したように、アダランド建設対ペナ事件合衆国最高裁判決の射程に含まれてしまうからである。

このような見解に対しては、実質的に、部族の成員の定義がすなわちインディアンの定義であり、インディアンの定義の仕方がすなわちハワイ先住民ないしハワイアンの定義の仕方なのだから、部族の成員の定義が政治的区分だというのならば、ハワイ先住民ないしハワイアンの定義も政治的区分である、という主張がある。

しかし、このような主張が受容されるには、部族として認定されていない他のインディアンもなかなか優遇されていないにもかかわらず、なぜハワイ先住民ないしハワイアンのみを優遇してもよいのかを説明する必要があるだろう。ハワイ先住民ないしハワイアンの経験した歴史が、他の部族に認定されていないインディアンの歴史以上に特別であるといえるか、という疑問が残る。

(3) ライス対カイェタノ事件最高裁判所判決以降の下級審判例

ライス対カイェタノ事件最高裁判決以降、ハワイ先住民ないしハワイアンのために確立されてきた諸施策を終結させようと、様々な訴訟が提起されるようになった。アラカキ対ハワイ州事件³⁶では、ハワイアン局の理事をハワイ先住民の血統を有するものに限定しているハワイ州憲法が

合衆国憲法第15修正に違反すると主張されたが、合衆国地方裁判所および第9巡回区控訴裁判所は、いずれもこれを合憲とした。ここでは、ハワイ先住民が原告となったカハワイオラア対ノートン事件³⁷についてのみ紹介しておく。

この事案において、ハワイ先住民である原告は、合衆国政府に対する部族承認の請求をハワイ先住民に認めていない内務省規則、すなわち合衆国行政命令集(25 C.F.R. pt. 83)が合衆国憲法14修正の平等保護条項に違反している、と主張した。

合衆国行政命令集25編1章F節83部「インディアン集団がインディアン部族として存在することを承認するための手続」は、3項「範囲」(a)において、「この部(Part 83)は、これまで当局によってインディアン部族として承認されていない大陸の合衆国(Continental United States)に居住するインディアン集団のみに適用される」と規定しており、1項「定義」において、「大陸の合衆国とは、隣接する48州およびアラスカ州を意味する」としているため、ハワイ先住民には内務省インディアン局による承認を求める手続がないことになる。なお、同内務省規則は、1834年の合衆国議会23議会において可決された「インディアン局の組織に関する法律(現行25 USCS §9)」17条に基づくものである。同法は、合衆国大統領に、インディアンに関するすべての合衆国の法律および予算を効果的に実行するために必要な行政規則を定める権限を付与している。

合衆国地方裁判所のアラン・ケイ裁判官は、原告の主張を認めれば、ハワイ先住民がインディアン部族として承認されるべきかどうかを決定するために、合衆国議会および各行政庁に直接裁判所が設置されることになるだろう、として、統治行為論によって訴訟を却下した。なお、当該内務省規則に対する訴訟が司法判断に適しているとしても、合理性の基準が適用され、合衆国議会が承認の請求をハワイ先住民に認めていないことは合理的である、とも判示している。

第9巡回区控訴裁判所のシドニー・トーマス裁判官は1審判決を支持したが、理由は異なっている。すなわち、原告の主張は司法判断に適しており、統治行為論によって却下されるべきではないが、ひとつのインディアン集団を他の諸集団と別異に扱う合衆国政府の行為について、裁判所は敬意をもって合理性の基準を適用しなければならない。それでも、合衆国政府の統合的規則における地域ごとの例外規定に違憲の疑いがな

いわけてはならない。しかし、「ハワイ先住民がかつて、合衆国と同等の主権を有するものとされていたハワイ共和国政府に従った」という「ハワイ独自の歴史」ゆえに、合衆国議会がハワイ先住民と他のインディアン部族に異なる権利を付与していることは合理的である。もっとも、裁判所は、様々な意味においてその結果が好ましいものではないことを認める。

以上の判決内容と現行の内務省規則 25 編 83 部により、ハワイ先住民が行政プロセスをとおして合衆国政府に部族としての承認を求めることは難しいといえる。ハワイ先住民が部族として承認されるには、立法プロセスにおいて、そのための手続が確立されることを期待するしかない。そこで 2005 年から合衆国議会に提出されるようになった法案が「ハワイ先住民政府再組織法案」である。6 章において同法案の内容を紹介しておこう。

6. ハワイ先住民政府再組織法案

ハワイ州選出のアカカ (Daniel K. Akaka) 上院議員は、同じくハワイ州選出のイノウエ (Daniel K. Dan Inouye) 上院議員らとともに「ハワイ先住民政府再組織法案 (Native Hawaiian Government Reorganization Act)」を合衆国議会に提出した³⁸。2005 年に最初の法案が合衆国議会に提出されて以来、現在もお審議が続いている。

(1) ハワイ先住民政府再組織法案の立法目的

ハワイ先住民政府再組織法案は、ハワイ先住民と合衆国との「政府対政府の関係 (government to government relationship)」を継続させるためにハワイ先住民の自治政府を再び組織し、その自治政府と合衆国との政治的および法的関係を再確認するプロセスを提供するために提出されたものである。つまり、ハワイ先住民の法的地位を明確にし、合衆国政府によって承認された部族政府と同様のハワイ先住民政府を再組織するための法案であるといえよう。同法案は、ライス対カイェタノ判決において、ケネディ裁判官が準主権国家としての政治的実体を確立させるために合衆国議会が定めた妥当な立法として、先住民族による投票を認めているインディアン再組織法をあげたことに鑑み、そのプロセスに倣ったものである。同法案においてもっとも重要なのは、合衆国におけるインディアンと同様の法的地位が認められた先住民族として、ハワイ先住民族に対する正式な「合衆国政府による承認」を要求していること

である。

(2) ハワイ先住民政府再組織法案の内容

ハワイ先住民政府再組織法案は、そのプロセスについて以下のように定めている。すなわち、同法案が合衆国議会で可決されてから180日以内に内務長官が9人のハワイアンの有識者を指名してハワイアン委員会を設置する。同委員会は、この法案の可決後2年以内に、ハワイアン台帳を作成して内務省に提出しなければならない。そして、ハワイ先住民政府を設立するため、このハワイアン台帳に登録された公認ハワイアンによる選挙を実施し、選出された代表者による暫定統治評議会 (the Interim Governing Council) を設置する。以降は、同評議会が合衆国政府および州政府との協議にあたる。同評議会は、ハワイ先住民政府の権限や公認ハワイアンの権利・義務等を決定するとともに、同政府の基本統治方針を決定するために公認ハワイアンによる住民投票を実施しなければならない。

ハワイアン台帳に登録されるための要件について、法案は、「ハワイ王国が転覆された1893年1月1日以前から現在のハワイ州を構成しているハワイ諸島に居住していた者の子孫、あるいは統治権を行使していた者の直系の子孫であると証明できる18歳以上の者、および1921年のハワイアン住宅委員会法における有資格者の子孫であると証明できる18歳以上の者」と定めている。

同法案には、以下のことも規定されている。すなわち、暫定統治評議会は、合衆国政府および州政府とハワイ先住民政府が統治する領域や保有する天然資源等に関する協定を締結する。公認ハワイアンの税金について、合衆国所得税は合衆国市民と同様に課されるが、州所得税はハワイ州政府の統治領域内における公認ハワイアンの労働所得について免除される。また、ハワイ州政府の統治領域内に居住する公認ハワイアンについては、不動産税も免除される。また、暫定統治評議会は、合衆国の軍隊および軍事政策に一切関与しないこと、民法および刑法については、合衆国法およびハワイ州法を適用し、司法制度も合衆国およびハワイ州の制度にしたがうことを明記している³⁹。

なお、アカカ上院議員によれば、当面の独立政府の運営資金として、ハワイ先住民信託基金として既にハワイアン局に支払われている現金、ハワイ先住民住宅信託法によって譲渡された土地およびその運用益を想

定しているという。

(3) ハワイ先住民政府再組織法案の現在

2012年12月の上院インディアン委員会から提出された報告によれば、最新の法案は、合衆国と特別な政治的および法的関係を有している「すべてのインディアン集団に対する政策および措置と同等とすること」を要求している。法案はまた、ハワイ先住民がハワイ先住民の内部事項について自治する固有の権利、ハワイ先住民の統治機構を再編する権利および経済的に自立する権利を有していることを確認している⁴⁰。

しかし同法案は、上院と下院のいずれにおいても決議にかけられず、112議会が2013年1月に休会したために廃案となった。ハワイ先住民もまた、2名のベテラン上院議員を失った。この法案を提出したイノウエ上院議員が2012年12月に急逝し、アカカ上院議員も2013年1月に引退した。このため、同法案が可決される今後の見とおしはかなり厳しくなったが、ハワイ先住民の合衆国政府による承認法案がハワイ州選出のシャッツ (Brian Schatz) 上院議員およびヒロノ (Mazie K. Hirono) 上院議員によって合衆国議会 113 議会に提案されるものと予想されている。なおシャッツ上院議員は、1998年から2006年までハワイ州議会下院議員、2010年から2012年までハワイ州副知事を務めており、ヒロノ上院議員は、日本の福島県出身で、日系アメリカ人の女性として初の上院議員である。ヒロノ上院議員も、1980年から1994年までハワイ州議会下院議員、1994年から2002年までハワイ州副知事を務めていた。

7. ハワイ先住民の抱えるディレンマ — 結びにかえて —

現在のハワイ先住民政府再組織法案における「公認ハワイアン」の定義は、「ハワイ王国が転覆された1893年1月1日以前から現在のハワイ州を構成しているハワイ諸島に居住していた者の子孫、あるいは統治権を行使していた者の直系の子孫であると証明できる18歳以上の者、および1921年のハワイアン住宅委員会法における有資格者の子孫であると証明できる18歳以上の者」となっているが、当初の法案では、ハワイアン住宅委員会法と同じく、クック艦長が到来した1778年が基準とされていた。このように基準となる年代を100年以上も新しくしたのは、インディアン部族の成員を対象とする優遇政策について、インディアンの血統を有するという人種的な区分が部族の成員であるという政治的な区分

によってさらに限定されていることから平等保護条項に違反しない、と判示したモートン対マンカリ事件判決を意識して、ポリネシア系の家系を有していない者であっても公認ハワイアンとして認められる人々が生じるように意図したからであろう。また、ハワイ王国の転覆から100周年にあたる1993年に合衆国議会が「ハワイ先住民族に対する謝罪決議」を採択したことも影響していると思われる。しかし、ハワイ王国が転覆された1893年には、既にハワイ諸島に大勢のアメリカ人やヨーロッパ人が移住しており、アメリカ人の経営するサトウキビのプランテーションが大量の労働力を必要としていたため、日本をはじめ東南アジアからも続々と人々が移住していた。そのため、1893年を基準とする公認ハワイアンには、ハワイアン住宅委員会法やハワイ州憲法で定義されたハワイ先住民ないしハワイアンではない人々もかなり含まれることになる。ハワイ先住民ないしハワイアンとしてのアイデンティティをそこまであいまいにしてもなお、アメリカ大陸におけるインディアン部族と同様の法的地位や自治政府を確立する意義について、ハワイ先住民ないしハワイアンにも疑問視する人々が少なくないという⁴¹。

ハワイ先住民ないしハワイアンは、ハワイ先住民によるハワイ先住民のための自治を確立するために、ハワイ先住民の血統を有していない人々をも公認ハワイアンにしなければならないというディレンマを抱えている。つまり、現在のハワイ先住民をめぐる課題は、モートン対マンカリ事件合衆国最高裁判決における政治的区分を意識するあまり、先住民の血統を有していない者をも包含する共同体を先住民族とせざるをえないことをどのように考えるか、ということである。しかし、モートン対マンカリ事件合衆国最高裁判決は、人種的区分に基づくインディアンがさらに部族の成員という政治的区分によって絞りこまれているからこそ、部族ないしその成員のみを対象とする施策を合憲としたのであり、ポリネシア系の家系を有していない者がいくら含まれようとも、これによって人種的区分が政治的区分になるとは限らず、人種的区分の意義が希薄になるだけである。むしろ、ハワイ先住民のみを対象とする施策が「政治的区分」に基づくものと認められるために、ハワイ先住民が部族として承認されなければならないのであり、ハワイ先住民の自治政府を再び組織するために、「政治的区分」を意識する必要はないように思われる。ハワイアン局の理事選出選挙にハワイ先住民ないしハワイアンのみ投票できることが平等保護条項に違反していると判示したライス対カイェタ

ノ事件合衆国最高裁判決も、合衆国議会がハワイ先住民ないしハワイアンを部族として承認できるかどうかについて語っているわけではない。

とはいえ、行政命令集 (25 C.F.R. pt. 83) に定められている承認手続のもとで、ハワイ先住民ないしハワイアンが合衆国から部族として承認されることもまた難しそうである。アメリカ大陸のインディアンには保留地が与えられ、そこにおける自治も認められてきたが、ハワイ先住民には保留地がなく、ハワイ王国が転覆されてからは、ハワイ共和国、ハワイ自治領そしてハワイ州と、そのときどきにハワイ諸島に居住していた様々な民族の人々を単位とする統治しか実施されてこなかった。その結果、「ハワイではある人種のない民族的集団が他の人々と別々に暮らしているわけではなく、ハワイにおける異民族間の結婚もクック艦長が到来して以来、永年にわたって行われており、ハワイ先住民の伝統は、異民族の移住者にも広まっていて、ハワイ先住民と他の民族との区分はあいまいである。このような多民族社会において、この法案の定義している公認ハワイアンは、血統を検査しない限り、他の人々とまったく区別できない」⁴² という状況になっている。そのため、この法案は、「ハワイ先住民に自分たちの政府を与えることによって、ハワイ州の人々に人種ないし民族に基づく分離を強制しようとしている」⁴³ と批判されている。ここに、ハワイ先住民の抱えるもうひとつのディレンマを指摘できよう。すなわち、部族政府を転覆されるほどの不当な経験をもたないインディアンが部族の自治を維持できているにもかかわらず、ハワイ先住民の主権国家であったハワイ王国が合衆国駐ハワイ公使の積極的な関与のもと不当に転覆されたが故に、ハワイ先住民は自治を回復できない、ということである。このような2つのディレンマをどのように解消していくのか。アメリカ合衆国におけるハワイ先住民の法的地位は、このような難題を投げかけている。

[注]

¹ State of Hawaii, Legislative Reference Bureau, *Hawaii Constitutional Convention Studies 1978, Article XIII: State Boundaries, Capital, Flag, 14* (1978)

² 後藤明『カメハメハ大王 ハワイの神話と歴史』(勉誠出版、2008年)41-66頁。

³ MICHEAL KIONI DUDLEY & KENONI KEALOHA AGARD, A CALL FOR HAWAIIAN SOVEREIGNTY, 1-2 (1990), JON M. VAN DYKE, WHO OWNS THE CROWN LANDS OF HAWAII?, 11 (2008)

- ⁴ *Id.*, マイケル・キオニ・ダドリー著、中島和子・堀口登訳『古代ハワイ人の世界観 人と神々と自然の共生する世界』(たちばな出版、2004年) 113-118頁。
- ⁵ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 11-18, Melody Kapilialoha MacKenzie, *KE ALA LOA — The Long Road: Native Hawaiians Sovereignty and the State of Hawai'i*, 47 TULSA L. REV. 622-623 (2012)
- ⁶ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 11-18、後藤明『カメハメハ大王 ハワイの神話と歴史』(勉誠出版、2008年) 41-66頁。
- ⁷ Melody Kapilialoha MacKenzie, *supra* note 5, at 622-623
- ⁸ ANNE FEDER LEE, THE HAWAII STATE CONSTITUTION, 187-188 (2011)
- ⁹ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 30-40
- ¹⁰ *Id.* at 30-31
- ¹¹ *Id.* at 31-32
- ¹² *Id.* at 32-43, MELODY KAPILIALOHA MACKENZIE, ed., NATIVE HAWAIIAN RIGHTS HANDBOOK, 7 (1991)
- ¹³ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 151-171, Melody Kapilialoha MacKenzie, *supra* note 5, at 624
- ¹⁴ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 172-187
- ¹⁵ *Id.* at 172-187
- ¹⁶ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 187-188
- ¹⁷ Organic Act, April 30, 1900, 56 Cong. Ch. 339, 31 Stat. 141
- ¹⁸ JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 214-215
- ¹⁹ Hawaiian Homes Commission Act, July 9, 1921, 67 P.L. 34, 67 Cong. Ch. 42, 42 Stat 108
- ²⁰ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 189-191
- ²¹ *Id.* at 189
- ²² *Id.* at 189-191
- ²³ Admission Act, Pub. L. No. 86-3, 73 Stat 4 (1959)
- ²⁴ Admission Act, Pub. L. No. 86-3, 73 Stat 4 (1959) § 5-b
- ²⁵ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 189-191, JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 259-264
- ²⁶ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 189-191, JON M. VAN DYKE, *supra* note 3, at 259-264
- ²⁷ Committee of the Whole, Rpt. No.13, at 1018 (1980)
- ²⁸ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 194-197
- ²⁹ *Id.* at 194-197 (2011), Jon M. Van Dyke, *supra* note 3, at 259-260
- ³⁰ ANNE FEDER LEE, *supra* note 8, at 194-197
- ³¹ Joint Resolution of Nov. 23, 1993, 103 P.L. 150, 107 Stat. 1510
- ³² Hawaii v. Office of Hawaiian Affairs, 129 S. Ct. 1434 (2009)
- ³³ 本件合衆国最高裁判決の評釈として、拙稿「Hawaii v. Office of Hawaiian

Affairs, _U.S._, 129 S. Ct. 1434 (2009)—謝罪決議の採択によりハワイ州法の定める公有地の補償金に変更される可能性が生じたため、OHA が州による公有地の売却を差し止めるよう求めた訴訟において、謝罪決議を解釈したハワイ州最高裁の判決を破棄する」アメリカ法 2010-2号 (2010) 440 頁以下を参照。

³⁴ Improving America's Schools Act, Oct. 20, 1994, 103 P.L. 382, 108 Stat. 3518, §§ 4118

³⁵ Rice v. Cayetano, Governor of Hawaii, 528 U.S. 495 (2000). 本件合衆国最高裁判決の評釈として、常本照樹「Rice v. Cayetano, 528 U.S. 495, 120 S. Ct. 1044 (2000)—州機関たる Office of Hawaiian Affairs の理事選挙の選挙権を、先住民に限定するハワイ州憲法および州法の規定は、人種に基づく差別であり、合衆国憲法第 15 修正に違反する」アメリカ法 2001-1号 (2001) 202 頁以下を参照。

³⁶ 314 F. 3d 1091 (9th Cir. 2002)

³⁷ 222 F. Supp. 2d 1213 (2002), 386 F. 3d 1271 (9th Cir. 2004)

³⁸ S. 147, H.R. 309, 109th Congress

³⁹ S. 675, H.R. 1250, 112th Congress

⁴⁰ *Senate Report 112-251*, at 5

⁴¹ Melody Kapilialoha MacKenzie へのインタビュー (2014 年 3 月 8 日実施)

⁴² Paul M. Sullivan, *Killing Aloha; The "Akaka Bill" is wrong for Native Hawaiians, wrong for the State of Hawai'i and wrong for the United States. Here's why.* ii-iii (2005)

⁴³ *Id.* at 61

On the legal status of Native Hawaiians in the United States (3)

Ken-ichi OCHIAI

The United States has “Indian Law”, which is the body of law dealing with the status of Indian tribes and their special relationship to the federal government. In the United States, the subjects of the Indian law are only the Indian groups which were recognized as the tribe by the federal government and the members of these groups. While the federal government has recognized 566 Indian groups as tribes until now, Native Hawaiians have never been recognized as a tribal group. Therefore Native Hawaiians are not the subjects of the Indian law but American citizens.

Therefore, in 2000, a bill of “Native Hawaiian Government Reorganization Act” was introduced into the Congress by Senator Daniel Akaka and Daniel Inouye from Hawaii. To summarize, this bill demands the federal recognition as a tribe. It has never passed the Congress until now. To consider why Native Hawaiians want the federal recognition as a tribe, this paper has to affirm the merits of the federal recognition and check the present political and legal condition of Native Hawaiians.

Furthermore, after about 1980, the special measures, what we call Affirmative Actions which the federal government carried out for Indian tribes and its members came to be criticized for breaking the equal protection clause in the Constitution. Such criticism has appeared in the lawsuits over the measures. This situation is also the same with the special measures which the federal government or the State of Hawaii is implementing for Native Hawaiians. Since Native Hawaiians are not a tribe, the current situations of the criticism over the measures are much more serious. Therefore, this paper will follow the Judgments of the Federal Supreme Court in such cases.

In a nutshell, the Federal Supreme Court has held that the special measures only for Indian tribes are not unconstitutional because these measures are not basis on the “racial” but “political” classification. Indeed, many individuals who are racially to be classified as “Indians” but not a member of any tribes, and Many Indian groups which have never been recognized as a tribe have been excluded from the operations of such measures. So, these decisions of the court have the opposite effect on Native Hawaiians who are not a tribe.

In Chapter 2, this paper will survey the changes of the Indian laws and the Indian policies which based on the Indian laws from the foundation of the United States to the present.